

岡山県公報		発行 岡山県		
目次		担当課（室）		
【告示】				
○ 岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定の一部改正	保健福祉課	○ 一般競争入札の実施	港湾課	担当課（室）
○ 〃	産業企画課	○ 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数	選挙管理委員会	
（以上県例規集登載）				
○ 指定障害福祉サービス事業者の指定	指導監査室	【公安委員会】		
○ 指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出	〃	○ 警備業法に基づく検定	生活安全企画課	
○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の指定	障害福祉課	○ 〃	〃	
○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の廃止	〃			
○ 生活保護法等に基づく指定介護機関の事業の廃止	〃			
○ 生活保護法等に基づく指定施術機関の指定	〃			
○ 特定計量器定期検査	産業企画課			
○ 保安林の指定予定	治山課			
【公告】				
○ 一般競争入札の実施	税務課			
○ 土地改良区役員の退任及び就任届	耕地課			

◎岡山県告示第二百九十号

昭和四十一年岡山県告示第五百十三号（岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定）の一部を次のように改正し、平成三十年度分の補助金から適用する。

令和元年六月二十一日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

表保健福祉部の部岡山県医療施設耐震化促進事業費補助金の項中「二百万円」を「三百七十三万三千円」に改め、同部岡山県外国人看護師候補者就労研修支援事業費補助金の項の次に次のように加える。

岡山県特定地域看護職員確保支援事業補助金	特定地域市町村における看護職員確保の取組の支援	特定地域市町村に所業	岡山県特定地域看護職員確保支援事業費のうちいずれか少ない額の二分の一以内。ただし、一人当たり二十万円を限度とする。
----------------------	-------------------------	------------	---

表保健福祉部の部認知症介護指導者養成研修等事業費補助金の項中「補助基本額」を「補助基準額」に改め、同部岡山県地域医療介護総合確保基金事業補助金（医療分）の

7	新人看護職員 研修事業
8	看護師等養成 所運営事業
9	院内保育運営 事業
10	小児救急医療 拠点病院運営事 業
11	新卒訪問看護

令和元年6月21日 岡山県公報 第12102号

項中		に改め、同部岡山県電話相	
7 保健師、助産師、看護師及び准看護師養成所の設備整備事業		12 病床機能分化・連携促進のための助産師外来の施設・設備整備事業	
8 新人看護職員研修事業		13 精神科病院との連携による在宅医療・支援体制の構築	
9 看護師等養成所運営事業		14 岡山県地域包括ケア関係認定看護師養成促進事業	
10 院内保育運営事業		15 産科医等育成・確保支援事業	
11 小児救急医療拠点病院運営事業		16 小児救急医療支援事業	
12 新卒訪問看護師養成プログラム作成・定着事業		17 妊産婦の多様なニーズに応えるための助産師外来の施設・設備整備事業	
13 病床機能分化・連携促進のための基盤整備事業		18 医療介護連携体制支援事業	
14 連携病院間の画像情報の共有に関するモデル事業		19 Web会議システムを用いた患者転院時の合同カンファレンス	
15 脳卒中超急性期治療のための画像伝送モデル			

談支援事業費補助金の項の次に次のように加える。

事業	16	県北放射線治療体制整備事業	
17	精神科病院との連携による在宅医療・支援体制の構築	18	岡山県地域包括ケア関係認定看護師養成促進事業
19	産科医等育成・確保支援事業	20	小児救急医療支援事業

保	24	23	22	21	20
じた医療人の確	ALSO、B	送補助システム i P i c s s”を用いた周 産期搬送連携体 制の構築	がん診療連携 拠点病院、地域 がん診療連携拠 点病院等のがん 患者に対する歯 科保健医療の推 進	在宅医療の実 施に係る拠点の 整備	井笠地区医療 機関と高度急性 期病院との連携 強化及び機能分 化の支援事業

岡山県依存症等関連問題支援事業補助金	依存症等に関する問題の改善に取り組む民間団体の活動の充実及び強化	依存症等に関する問題に取り組む民間団体	1 ミーティング活動	補助基準額と補助対象経費の実支出額から補助事業に係る収入額を控除した額のうち不足額のない額の二分の一以内
			2 情報提供	
			3 普及啓発活動	
			4 相談活動	

表保健福祉部の部健康寿命長期化モデル事業補助金の項及び岡山県禁煙治療費助成金の項を削り、同部岡山県公衆浴場設備改善補助金の項中「風呂釜、バーナー、煙突、ろ過機、太陽熱利用温水設備、廃タイヤ燃焼器、タイル張替並びにコミュニティ室の新設及び更新」を「公衆浴場の施設等の改善等」に改め、同部岡山県放課後児童健全育成事業費補助金の項を次のように改める。

岡山県チャイルド・ケア・クラブ支援事業費補助金	放課後等における子ども安全で健やかな活動場所の確保	市町村（指定都市を除く。）	1 チャイルド・ケア・クラブ運営支援事業	補助基準額と補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額のうち不足額のない額の二分の一
		市町村（指定都市及び中核市を除く。）	2 チャイルド・ケア・クラブ障害児受入推進事業	

表保健福祉部の部岡山県チャイルド・ケア・クラブ支援事業費補助金の項の次に次の

令和元年6月21日 岡山県公報 第12102号

ように加える。

岡山県放課後 児童クラブ学 びの場充実事 業費補助金	全ての児童が 健全に育まれ る環境の充実	市町村 （指定 都市及 び中核 市を除 く。）	1 宿題サポ ー ー導入支援事業 2 学びの場特別 サポーター導入 支援事業 3 特色ある体験 活動推進事業	補助基準額と補助 対象経費の実支出 額から寄附金その 他の収入額を控除 した額のうちい れか少ない額の二 分の一
-------------------------------------	----------------------------	--	---	--

表保健福祉部の部岡山県はたらくパパたちの育休等奨励金の項を削り、同部岡山県保
育士就職準備金貸付事業（岡山県が適当と認める団体実施分）補助金の項の次に次のよ
うに加える。

岡山県少子化 突破モデル構 築支援事業費 補助金	少子化対策に 資する事業に 取り組む市町 村の支援	市町村	岡山県少子化突破 モデル構築支援事 業	補助対象経費の実 支出額と総事業費 から寄附金その他 の収入額を控除し た額のうちい れか少ない額に二分 の一を乗じて得た 額と、補助基準額 のいずれか少ない 額
岡山県1歳か らの入所緊急 対策事業費補 助金	子育て支援の 推進	市町村	保育所等への一歳 児及び二歳児の受 入れを促進する事 業	補助基準額と補助 対象経費のうちい れか少ない額の 二分の一

保育士養成施設連携強化事業（保育所等就業支援強化）補助金	保育士確保対策の促進	保育士を養成する施設が行う卒業予定者に対する保育所等への就職を促進する事業	補助対象経費の実支出額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額のいずれか少ない額。ただし、百三十万円を限度とする。
------------------------------	------------	---------------------------------------	---

表保健福祉部の部岡山県次世代育成支援対策施設整備費補助金（児童虐待防止対策等に係る分）の項中「岡山県次世代育成支援対策施設整備費補助金（児童虐待防止対策等に係る分）」を「岡山県次世代育成支援対策施設整備費補助金」に、「児童養護施設等の防犯対策の強化」を「児童福祉施設等の整備」に、「児童養護施設等の設置者」を「児童福祉施設等の設置者」に、「児童養護施設等の防犯対策を強化」を「児童福祉施設等を整備」に改め、同部生活福祉資金貸付事業補助金の項の次に次のように加える。

平成三十年七月豪雨に係る生活福祉資金	生活福祉資金に係る利子補給に要する経費	補助基本額の十分の十以内
生活福祉資金利子補給補助金	軽減	
社会福祉協議会	社会福祉協議会	

表保健福祉部の部岡山県知的障害者更生援護事業費補助金の項の次に次のように加える。

岡山県障害児（者）社会参加促進事業費補助金	障害児（者）社会参加の促進及び福祉の増進	知事が適当と認める団体	障害児（者）社会参加促進事業	補助対象経費の三分の二以内。ただし、十万円を限度とする。
-----------------------	----------------------	-------------	----------------	------------------------------

表保健福祉部の部岡山県地域生活支援事業費補助金の項中「岡山県地域生活支援事業

費補助金」を「岡山県地域生活支援事業費等補助金」に、

地域生活支援事業

を

1 地域生活支援

事業

2 地域生活支援

促進事業

に改め、同部岡山県重症心身障害児者レスパイトサービス拡大促進事業

大促進事業補助金の項中「岡山県重症心身障害児者レスパイトサービス拡大促進事業補助金」を「岡山県短期入所サービス拡大促進事業補助金」に、「レスパイトサービスの」を「短期入所サービスの」に改め、「充実」の下に「並びに障害児（者）の緊急時の受

重症心身障害児者

入体制の確保等」を加え、

レスパイトサービ

を

1 医療的ケア児

等の短期入所に

係る補助事業

2 緊急の場合の

短期入所に係る

補助事業

に改

め、「利用日数」を「利用日数又は利用回数」に改める。

表保健福祉部の部岡山県重症心身障害児者レスパイトサービス施設開設等支援事業補助金の項を次のように改める。

岡山県短期入	短期入所サー	短期入	短期入所の受入れ	補助基準額と対象
所事業所施設	ビスの整備及	所事業	機能の強化に係る	経費の実支出額か
開設等支援事	び充実並びに	所の設	施設改修に要する	ら寄附金その他の

業補助金			
	障害者等の緊急時の受入体制の確保等	置者	費用（小規模な改修に限る。）及び重症心身障害児者の新たな受入れ等に必要設備の整備又は備品の購入
			収入額を控除した額のうちいずれか少ない額の二分の一

表保健福祉部の部岡山県短期入所事業所施設開設等支援事業補助金の項の次に次のように加える。

岡山県障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業費補助金	障害福祉サービスに従事する者の確保及び専門性の向上	障害者支援施設等を経営する者	喀痰吸引等研修の受講料及び代替職員確保に必要な経費	補助基本額と対象経費から寄附金その他の収入額を控除した額のうちの少ない額
----------------------------------	---------------------------	----------------	---------------------------	--------------------------------------

表保健福祉部の部介護サービス適正実施指導事業費補助金の項を削り、同部岡山県老人福祉費（在宅）補助金の項中「補助基本額」を「補助基準額」に改め、同部デイサービスホーム整備事業費補助金の項を削り、同部岡山県老人クラブ連合会事業費補助金の項から高齢者相互支援推進・啓発事業費補助金の項までの規定中「補助基本額」を「補助基準額」に改め、同部老人クラブ活動推進員設置事業費補助金の項中

一 活動推進員設置事業（単位老人クラブ及び市町村老人クラブ連合会の育成指導に係るもの）
補助基準額と

岡山県介護予防 防市町村支援 事業費補助金		市町村	
介護予防に資 する先導的な 取組等の支援		介護予防先導モデ ル事業	補助基準額の十分 の十
業	介護予防加速化事 業		補助基準額の二分 の一

ア体制づくり市町村支援事業費補助金の項を次のように改める。

対象経費の実支 出額のいずれか 少ない額と、総 事業費から寄附 金その他の収入 額を控除した額 のいずれか少な い額以内	二 活動推進員設 置事業（老人ク ラブの加入促進 等に係るもの） 補助基準額と 対象経費の実支 出額のいずれか 少ない額と、総 事業費から寄附 金その他の収入 額を控除した額 のいずれか少な い額の二分の一 以内
---	---

補助基本額の三分
の二以内

を

に改め、同部岡山県地域包括ケ

令和元年6月21日 岡山県公報 第12102号

表保健福祉部の部岡山県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護従事者の確保に関する事業分）の項の次に次のように加える。

低所得者に対する介護保険サービスの係る利用者負担額の軽減制度事業補助金		介護保険制度の円滑な施行		市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。）		障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業		補助基準額と対象経費の実支出額のいずれか少ない額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額のいずれか少ない額の四分の三	
岡山県社会福祉法人会計監査人設置モデル事業補助金	社会福祉法人における会計監査の導入によるメリット	会計監査人の設置義務のない社会福祉法人における会計監査のモデル的	中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担額軽減措置事業	離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業	サービスに係る利用者負担額軽減制度事業			補助基準額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額のいずれか少ない額を控除した額のいずれ	

	等の把握等
	い社会 福祉法 人
	導入
か少ない額と、対 象経費の実支出額 のいずれか少ない 額。ただし、二百 万円を限度とす る。	

令和元年6月21日 岡山県公報 第12102号

◎岡山県告示第二百九十一号

昭和四十一年岡山県告示第五百十三号（岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定）の一部を次のように改正し、平成三十年度分の補助金から適用する。

令和元年六月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

表産業労働部の部岡山県創業ゼロ金利補助金の項の次に次のように加える。

岡山県生産性向上ゼロ金利補助金	生産性向上のためにＩＴ技術等を導入する中小企業者の設備投資に対する支援	知事が別に定める要件に該業者	金融機関が貸し付けた中小企業向け融資に係る利子及び保証料	知事が別に定めた方法で算出した額以内
岡山県働き方改革応援ゼロ金利補助金	働き方改革を実施する中小企業者に対する支援	知事が別に定める要件に該業者	金融機関が貸し付けた中小企業向け融資に係る利子及び保証料	知事が別に定めた方法で算出した額以内

表産業労働部の部岡山県創業者割賦損料補助金の項の次に次のように加える。

岡山県生産性向上等支援割賦損料補助金	中小企業者の設備投資に対する支援	知事が別に定める要件に該当する	公益財団法人岡山県産業振興財団が行った設備貸与に係る割賦損料	知事が別に定めた方法で算出した額以内
--------------------	------------------	-----------------	--------------------------------	--------------------

令和元年6月21日 岡山県公報 第12102号

岡山県被災小規模事業者持続化支援補助	岡山県被災小規模事業者持続化支援補助	岡山県被災小規模事業者持続化支援補助	岡山県被災小規模事業者持続化支援補助	岡山県被災小規模事業者持続化支援補助
岡山県被災小規模事業者持続化支援補助	岡山県被災小規模事業者持続化支援補助	岡山県被災小規模事業者持続化支援補助	岡山県被災小規模事業者持続化支援補助	岡山県被災小規模事業者持続化支援補助
岡山県被災小規模事業者持続化支援補助	岡山県被災小規模事業者持続化支援補助	岡山県被災小規模事業者持続化支援補助	岡山県被災小規模事業者持続化支援補助	岡山県被災小規模事業者持続化支援補助
岡山県被災小規模事業者持続化支援補助	岡山県被災小規模事業者持続化支援補助	岡山県被災小規模事業者持続化支援補助	岡山県被災小規模事業者持続化支援補助	岡山県被災小規模事業者持続化支援補助
岡山県被災小規模事業者持続化支援補助	岡山県被災小規模事業者持続化支援補助	岡山県被災小規模事業者持続化支援補助	岡山県被災小規模事業者持続化支援補助	岡山県被災小規模事業者持続化支援補助

表産業労働部の部岡山県人材確保支援補助金の項の次に次のように加える。

岡山県中小企業者	岡山県中小企業者	岡山県中小企業者	岡山県中小企業者	岡山県中小企業者
岡山県中小企業者	岡山県中小企業者	岡山県中小企業者	岡山県中小企業者	岡山県中小企業者
岡山県中小企業者	岡山県中小企業者	岡山県中小企業者	岡山県中小企業者	岡山県中小企業者
岡山県中小企業者	岡山県中小企業者	岡山県中小企業者	岡山県中小企業者	岡山県中小企業者
岡山県中小企業者	岡山県中小企業者	岡山県中小企業者	岡山県中小企業者	岡山県中小企業者

金		響を受けた小規模事業者の支援		及び岡山県商工会議所連合会		する経費		2 補助対象経費の十分の十以内。ただし、一件当たり一万七千円を限度とする。	
岡山県商店街災害復旧等事業費補助金（商店街復旧事業）		平成三十年七月豪雨により被害を受けた商店街等の復旧の促進		知事が別に定める要件に該当する商店街組織		平成三十年七月豪雨により被害を受けた商店街等の施設及び設備の復旧等に要する経費		補助対象経費の四分の三以内	

表産業労働部の部岡山県ものづくりベンチャー創業支援補助金の項を削り、同部循環型社会形成推進モデル事業施設整備費補助金の項中「四分の一以内」の下に「。ただし、七百五十万円を限度とする。」を、「二分の一以内」の下に「。ただし、一千五百万円を限度とする。」を加え、同部循環型社会形成推進モデル事業技術開発事業費等補助金の項中「二分の一以内」の下に「。ただし、四百万円を限度とする。」を加え、同部エ

コプロダクツ製品化支援事業費補助金の項中

2 循環資源を原料とした競争力がある新製品の開発に係る実用化研究のために必要な経費

を

料とした競争力がある新製品の開発に係る実用化研究のために必要な経費

3 自社で開発及び製造した循環資源を原料とした製品の市場競争力の向上に係る改良研究のために必要な経費

に、「1」を「1及び3」に改め、同部次世代産業研究

開発プロジェクト創成事業費補助金の項中「十分の十以内」を「五分の四以内。ただし、二百万円を限度とする。」に、「五分の四以内」を「三分の二以内。ただし、一千万円を限度とする。」に改め、同部メディカルテクノロジー形成推進事業費補助金の項の次に次のように加える。

岡山県医療機器等事業化支援補助金	中小企業者の医療機器分野への新規参入及び販路拡大に対する支援	県内に主たる事業所等を有する中小企業者	医療機器等の試作及びISO一三四八五認証の取得に要する経費	補助対象経費の二分の一以内。ただし、一件当たり百万円を限度とする。
ベンチャー等立地促進事業費補助金	ベンチャー企業の県内への立地及び事業成長の促進	県内に新たに事業所を賃借する者	1 事業所の賃借に要する経費 2 新規常用雇用者に係る人件費	1 については、補助対象経費の二分の一以内。ただし、年額二百万円

して事業を行 うベン チャー 企業
を限度とする。 2については、 新規常用雇用者一 人当たり年額五十 万円以内。ただし、 一事業主当たり年 額二百万円を限度 とする。

表産業労働部の部岡山県プロフェッショナル人材就業補助金の項の次に次のように加える。

中小企業Ｕター ン就職促進 奨学金返還支 援事業補助金	若者の環流及 び定着並びに 中小企業の人 材確保の促進	岡山県 中小企 業団体 中央会	岡山県中小企業団 体中央会が実施す る中小企業Ｕター ン就職促進奨学金 返還支援事業に要 する経費	補助対象経費の十 分の十以内
岡山県中小企 業等グルー プ 施設等復旧整 備補助金	平成三十年七 月豪雨により 被害を受けた 中小企業者等 の施設及び設 備の復旧等の 促進	中小企 業等グ ループ 又はそ の構成 員	平成三十年七月豪 雨により損壊若し くは滅失し、又は 継続して使用する ことが困難になっ た施設若しくは設 備の復旧及び整備 並びに商業機能の 復旧の促進のため の事業に要する経 費	補助対象経費の四 分の三（補助事業 者が中小企業者で ない場合にあつて は、二分の一）以 内。ただし、十五 億円を限度とす る。

令和元年6月21日 岡山県公報 第12102号

◎岡山県告示第二百九十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和元年六月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

Little Plus

2 所在地

玉野市宇野七ー二四ー一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人春洋会青井医院

2 主たる事務所の所在地

玉野市宇野二ー三二ー七

三 指定年月日

令和元年六月一日

四 事業所番号

三三一〇四〇〇四〇七

五 サービスの種類

就労定着支援

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

多機能型事業所 かさおか

2 所在地

笠岡市金浦七四六

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

令和元年6月21日 岡山県公報 第12102号

社会福祉法人笠岡市社会福祉事業会	
2	主たる事務所の所在地 笠岡市金浦七四六
3	指定年月日 令和元年六月一日
4	事業所番号 三三一〇五〇〇二三〇
5	サービスの種類 就労定着支援
1	事業所の名称及び所在地 名称 桜が丘東グループホーム
2	所在地 赤磐市桜が丘東五丁目五―三二二
2	事業者の名称及び主たる事務所の所在地 1 名称 社会福祉法人閑谷福祉会 2 主たる事務所の所在地 和気郡和気町日笠下一六一三―五
3	指定年月日 令和元年六月一日
4	事業所番号 三三二一三〇〇〇五九
5	サービスの種類 共同生活援助

令和元年6月21日 岡山県公報 第12102号

◎岡山県告示第二百九十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があつた。

令和元年六月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

福祉型専攻科Palja

2 所在地

総社市中央一丁目九―三

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人ライフデザイン

2 主たる事務所の所在地

倉敷市北畝二丁目五番一九号

三 廃止年月日

令和元年六月三十日

四 事業所番号

三三一〇八〇〇四四〇

五 サービスの種類

自立訓練（生活訓練）、就労移行支援

◎岡山県告示第二百九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和元年六月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指定年月日
株式会社ダテ薬局田井店	玉野市田井3-2-12	H31.4.1
かえで薬局	総社市三須1344-3	H31.4.1
さくら薬局長船店	瀬戸内市長船町土師1212-6	H31.4.1
美咲町西川診療所	久米郡美咲町里885-1	H31.4.1
芦田歯科医院	津山市二宮63-3	H31.4.11
おさふねクリニック	瀬戸内市長船町土師332-1	R1.5.1
水野医院	瀬戸内市邑久町上笠加171-5	R1.5.1

◎岡山県告示第二百九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり事業の廃止の届出があつた。

令和元年六月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	廃止年月日
三和薬局	玉野市田井3-2-12	H31. 3. 31
かえで薬局	総社市三須1344-3	H31. 3. 31
さくら薬局長船店	瀬戸内市長船町土師1212-6	H31. 3. 31
芦田歯科医院	津山市二宮63-3	H31. 4. 10
笠岡大崎整形外科	笠岡市吉浜2485-12	H31. 4. 30
水野医院	瀬戸内市邑久町上笠加171-5	H31. 4. 30
おさふねクリニック	瀬戸内市長船町土師332-1	H31. 4. 30

◎岡山県告示第二百九十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和元年六月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

事業者

種 類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
居宅介護事業者	有限会社ベアーズ企画	岡山市北区南方5-7-19	かえで薬局	総社市三須1344-3	H31.3.31
介護予防事業者	有限会社ベアーズ企画	岡山市北区南方5-7-19	かえで薬局	総社市三須1344-3	H31.3.31
居宅介護事業者	有限会社フアルマス	倉敷市浜中2-9-10	さくら薬局長船店	瀬戸内市長船町土師1212-6	H31.3.31
介護予防事業者	有限会社フアルマス	倉敷市浜中2-9-10	さくら薬局長船店	瀬戸内市長船町土師1212-6	H31.3.31
居宅介護事業者	芦田 庄司	津山市二宮63-3	芦田歯科医院	津山市二宮63-3	H31.4.10
介護予防事業者	芦田 庄司	津山市二宮63-3	芦田歯科医院	津山市二宮63-3	H31.4.10

◎岡山県告示第二百九十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当させる施術機関を次のとおり指定した。

令和元年六月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

施術所を開設していない施術者

氏 名	住 所	指定年月日
木下 杏奈	瀬戸内市長船町土師456-4 メゾン長船C201	H31. 4. 26
土井 正一	津山市総社84-8	R1. 5. 25

岡山県指定定期検査機関 一般社団法人岡山県計量協会

令和元年6月21日 岡山県公報 第12102号

◎岡山県告示第二百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和元年六月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

浅口市鴨方町本庄字下名口二三、七二、七三、八一、八七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び浅口市役所に備え置いて縦覧に供する。）

〔二三五〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和元年六月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 大

1 調達内容

(1) 調達件名

地方税電子申告等に係るＡＳＰサービス提供業務

(2) 調達業務の特質等

入札説明書及び地方税電子申告等に係るＡＳＰサービス提供業務仕様書(以下「入札説明書等」という。)による。

(3) 契約期間

契約締結日から令和6年12月15日まで

(4) 履行場所

入札説明書等による。

(5) 入札方法

入札金額は、1月当たりの単価（本件役務を5年間提供するものとして算定した委託料総額の60分の1に相当する額）を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 入札書の提出の日までに令和元年度に県が発注する情報通信サービスの調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成31年岡山県告示第26号（情報通信サービスの調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を有する者で、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿の業務種

目の大分類「8情報・通信サービス」の格付区分がAであるものであること。

(2) 地方税共同機構により認定委託先事業者に認定された者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(5) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。

(7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県県民生活部情報政策課情報化推進班（岡山県庁8階）

電話 086-226-7264（直通）

4 入札手続等

(1) 入札説明書等の交付の場所、問い合わせ先及び契約条項を示す場所

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県総務部税務課電算管理班（岡山県庁5階）

電話 086-226-7242（直通）

電子メールアドレス zeimu@pref.okayama.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和元年6月21日（金）から同年7月17日（水）まで（県の休日（岡山県の休日）を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日をいう。以下同じ。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付方法

（1）の場所以て交付する。

また、入札説明書等は岡山県総務部税務課のホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/11/>）からダウンロードすることもできる。

（3）入札説明会

開催しない。

（4）入札参加申出手続

入札参加を希望する者は、参加資格審査確認申請書を提出しなければならない。

ア 提出期間

令和元年6月21日（金）から同年7月22日（月）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所

（1）の場所以に同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は信書便によるものに限る。5（2）において同じ。）

5 入札及び開札

（1）日時及び場所

令和元年7月31日（水） 午前10時

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課入札室（岡山県庁地下1階）

（2）入札書の提出方法

次のいずれかの方法によること。

ア 持参

契約を締結する権限を有している者（以下「本人」という。）又は代理人が（1）の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、本人からの委任状を持参し、入札前に提出すること。

令和元年6月21日 岡山県公報 第12102号

イ 郵送等

本人が作成した入札書を封印（封筒を二重とし，外側の封筒に「入札書在中」と朱書きし，内側の封筒に1（1）の件名及び（1）の日時を記載したものに限り。）をして，郵送等により，令和元年7月30日（火）の午後5時までに4（1）の場所に提出すること。

6 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

7 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号。以下「財務規則」という。）第131条及び第133条の規定による。

（2）契約保証金

財務規則第153条及び第155条の規定による。

8 その他

（1）入札者に要求される事項

4（4）の参加資格確認申請書を提出した者は，契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には，それに応じなければならない。

（2）入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札，入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は，無効とする。

（3）契約書作成の要否 要

（4）落札者の決定方法

財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（5）その他

詳細は，入札説明書による。

9 Summary

（1） Name and quantity of the service to be procured :

ASP service of eLTAX system 1 set

(2) Contract period :

From contract day through 15 December, 2024

(3) Time limit for tender :

10:00 AM 31 July, 2019

(4) Contact point for notice :

Tax section, general affairs department, Okayama Prefectural
Government,

2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,
Japan

TEL : 086-226-7242

令和元年6月21日 岡山県公報 第12102号

〔二三六〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、土地改良区役員の退任及び就任の届出があった。

令和元年六月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称		二 退任及び就任役員		住 所	理事 の別
高崎土地改良区	退任役員	就任役員			
氏名	氏名				
岡田 敏男	藤原 安生	岡山市南区西高崎九〇		理事	
北村 公茂	木曾 克視	〃 〃 〃 三八	〃 〃 〃 五一	〃	〃
小川 康和	能瀬 一志	玉野市東高崎二七―四二	岡山市南区西高崎九二	〃	〃
藤井 昌義	三井 一	〃 〃 〃 三六―二八	〃 〃 〃 五四―二一	〃	〃
佐藤 澄	光岡 峰雄	〃 〃 〃 三八―四七	〃 〃 〃 一五	〃	〃
山下 勇	肥田 茂樹	〃 〃 〃 四七―九	〃 〃 〃 一二―一四	〃	〃
橋本 研一		〃 〃 〃 四〇		〃	〃
藤原 義則	藤原 義則	玉野市東高崎四〇―一二二		〃	〃
岡本 信秋	大内 俊通	〃 〃 二六―一一	岡山市南区西高崎三七	〃	監事
戸澤 国二	戸澤 国二	〃 〃 〃 四九―一七		〃	〃
	岡田 敏男	〃 〃 〃 九〇		〃	〃
荒木 秀久		玉野市東高崎三四―三九		〃	〃
大野 正		〃 宇藤木五三〇―一		〃	〃

〔二三七〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和元年六月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 調達内容

- (1) 調達件名及び数量
岡山県海面清掃船建造 一式
- (2) 調達案件の特質等
- (3) 入札説明書及び建造仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
令和2年12月25日（金）
- (4) 納入場所
入札説明書による。
- (5) 入札方法

入札金額は、海面清掃船の建造費用のほか、輸送費及び仕様書に記載する作業等納入に要する一切の諸経費を含めた額とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和元年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成31年岡山県告示第30号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。

以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、岡山県物品調達の契約に係る入札参加資格者名簿の営業種目「大分類8 車両・船舶類、小分類2 船舶」の格付区分がAであるものであること。

岡山県公報 第12102号 令和元年6月21日

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
 - (3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
 - (4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
 - (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
 - (6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。
- ### 3 競争入札参加資格の申請手続
- この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。
- (1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先
〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁2階）
電話（086）226－7538
 - (2) 申請書の提出期限
令和元年7月1日（月） 正午
- ### 4 契約条項を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先
〒712－8056 倉敷市水島福崎町1－12
岡山県備中県民局水島港湾事務所維持管理課管理班（別館1階）
電話（086）444－7144
 - (2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法
ア 交付期間

令和元年6月21日 岡山県公報 第12102号

令和元年6月21日（金）から同年7月5日（金）まで（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付方法

(1) の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ320グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の提出方法

入札書の提出は、持参又は郵便若しくは信書便による送付（以下「郵送等」という。）によるものとするが、持参が望ましい。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和元年8月1日（木） 午後2時

ただし、郵送等による場合にあつては、令和元年7月31日（水）午後5時を受領期限とする。

イ 場所

倉敷市水島福崎町1-12

岡山県備中県民局水島港湾事務所 本館1階会議室

ただし、郵送等による場合にあつては、(1)の場所に提出するものとする。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申出書及び入札説明書で指定する添付書類を令和元年7月5日（金）午後5時までに、4(1)の場所に提出（郵送等によるものを含む。）しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札, 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は, 無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 税額の変更による契約の変更

この一般競争入札に基づく契約の契約金額に係る消費税額及び地方消費税の額が変更となる場合は, 当該契約の変更を行うことがある。

(8) その他

詳細は, 入札説明書による。

7 Summary

(1) Name and quantity of products to be manufactured :

Sea surface cleaning ship constructed of steel 1 set

(2) Delivery date :

By 25 December 2020

(3) Delivery place :

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

2:00 P.M. 1 August 2019

(5) Contact point for the notice :

Mizushima Port Office, Bicchu General Service Bureau, Okayama
Prefectural Government

令和元年6月21日 岡山県公報 第12102号

1-12 Mizushimafukusakicho, Kurashiki-shi, Okayama-ken, 712-8056,
Japan

TEL : (086) 444-7144

◎岡山県選管告示第四十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和元年六月二十一日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤 原 健 補

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三一、七〇五
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）（地方自治法第八十条第一項に規定する場合を除く。） 二九八、一五三
- 三 地方自治法第八十条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区	数	選挙区	数
岡山市北区・加賀郡	八四、〇五九	高梁市	八、七二六

令和元年6月21日 岡山県公報 第12102号

総 社 市	井 原 市 ・ 小 田 郡	笠 岡 市	玉 野 市	勝津 山市・ 田 苦 郡 田 郡 郡	倉敷 市・都 窪 窪 郡 郡	岡 山 市 南 区	岡 山 市 東 区	岡 山 市 中 区
一八、 六八九	一五、 五九七	一三、 九八一	一七、 一八二	三六、 四八二	一三四、 三〇五	四六、 四三〇	二六、 四九三	四〇、 一一三
	久 米 郡	浅 口 市 ・ 浅 口 郡	美 作 市 ・ 英 田 郡	真 庭 市 ・ 真 庭 郡	赤 磐 市	瀬 戸 内 市	備 前 市 ・ 和 気 郡	新 見 市
	五、 五一九	一二、 九二一	八、 三四二	一三、 二二二	一二、 二四〇	一〇、 五六七	一四、 〇六六	八、 五〇八

令和元年6月21日 岡山県公報 第12102号

◎岡山県公安委員会告示第九十一号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。）第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

令和元年六月二十一日

岡山県公安委員会

一 検定に係る警備業務の種別等

警備業務の種別及び級	試験区分	実施期日	時間	場所
	学科試験	令和元年十月四日（金曜日）	午前九時から午前十一時まで	岡山市中区小橋町一―一二五 岡山県警察本部小橋町庁舎
施設警備業務（一級）	実技試験	令和元年十月二十六日（土曜日）	午前十時から午後五時まで	岡山市北区御津中山四四四―三 岡山県運転免許センター

二 検定対象者

県内に住所を有する者又は県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもののうち、次のいずれかに該当するもの

1 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号）第四条に規定する二級の検定（施設警備業務に係るものに限る。）に係る法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が一年以上であるもの

2 都道府県公安委員会が1に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

三 検定申請手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による検定申請書 一通
- (2) 写真 二枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏

令和元年6月21日 岡山県公報 第12102号

名及び撮影年月日を記入したもの）

(3) その他

ア 二1に該当する者

合格証明書の写し及び当該種別の警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面 各一通

イ 二2に該当する者

都道府県公安委員会が二1に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有する者と認める書面の写し 一通

ウ 県内に住所を有する者

住所地在県内にあることを疎明する書類 一通

エ 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

従事する警備業者の営業所が県内にあることを疎明する書類 一通

2 提出先

(1) 県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署の生活安全課

(2) 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申請及び代理人による申請は、認めない。

3 提出期間

令和元年八月十九日（月曜日）から同月二十三日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時まで

四 検定手数料

一万六千円

（注） 岡山県収入証紙により、検定申請時に納付すること。

なお、検定手数料は、納付後は返還しない。

五 受検定員

三十人。ただし、申請順に受け付け、受検定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 受検票の交付

検定申請者に対して、検定申請書を提出した警察署において交付する。

七 問い合わせ先

1 岡山県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話（〇八六）二三四一〇一一〇 内線三〇三四

2 県内の各警察署の生活安全課

八 その他

1 学科試験については、検定当日の午前八時三十分から受付を開始するので、検定申請者は、午前九時までに受検票を係員に示して受付を終えること。

2 学科試験の受検に際しては、筆記用具を持参すること。

3 学科試験に合格した者に対しては実技試験の受検について別途指示し、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験は行わない。

◎岡山県公安委員会告示第九十二号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

令和元年六月二十一日

岡山県公安委員会

一 検定に係る警備業務の種別等

警備業務の種別及び級	試験区分	実施期日	時間	場所
	学科試験	令和元年十月四日（金曜日）	午前九時から午前十一時まで	岡山市中区小橋町一―一二五 岡山県警察本部小橋町庁舎
施設警備業務（二級）	実技試験	令和元年十一月二日（土曜日）	午前十時から午後五時まで	岡山市北区御津中山四四四―三 岡山県運転免許センター

二 検定対象者

県内に住所を有する者又は県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

三 検定申請手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による検定申請書 一通
- (2) 写真 二枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(3) その他

ア 県内に住所を有する者

住所地が県内にあることを疎明する書類 一通

イ 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

従事する警備業者の営業所が県内にあることを疎明する書類 一通

2 提出先

- (1) 県内に住所を有する者

令和元年6月21日 岡山県公報 第12102号

住所地を管轄する警察署の生活安全課

(2) 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申請及び代理人による申請は、認めない。

3 提出期間

令和元年八月十九日（月曜日）から同月二十三日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時まで

4 検定手数料

一万六千円

（注） 岡山県収入証紙により、検定申請時に納付すること。

なお、検定手数料は、納付後は返還しない。

5 受検定員

三十人。ただし、申請順に受け付け、受検定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

6 受検票の交付

検定申請者に対して、検定申請書を提出した警察署において交付する。

7 問い合わせ先

1 岡山県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話（〇八六）二三四一〇一一〇 内線三〇三四

2 県内の各警察署の生活安全課

8 その他

1 学科試験については、検定当日の午前八時三十分から受付を開始するので、検定申請者は、午前九時までに受検票を係員に示して受付を終えること。

2 学科試験の受検に際しては、筆記用具を持参すること。

3 学科試験に合格した者に対しては実技試験の受検について別途指示し、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験は行わない。